

オートライト義務化へ

平成28年9月23日、国土交通省が自動車メーカーに対して、ヘッドライトが自動点灯する機能「**オートライトシステム**」を義務付けることがわかりました。

薄暮の時間や、夜間の視界の悪い状況での対策、また年間の交通事故死者（平成27年4117名）の約半数（2247名）を占める、高齢者対策の一環でも思われます。

平成32年度以降に発売する新型車から適用されます。

ちなみに・・・

皆様、前照灯をONにする夜間の走行時、ハイビームで走行しますか？それともロービームですか？

状況にはよりますが・・・

教習所では、「走行用前照灯」「すれ違い用前照灯」と習いましたね？道路交通法第52条でも確認できます。

基本的には**ハイビームが「走行用」**。ロービームは「すれ違い用」になりますので、

ロービームは、対向車や先行車の走行の妨げになる場合の”減光”状態になります。

薄暮の時間帯は、気付きにくい状況や場所が多く発生しやすく危険な時間帯です。

「早めのライト点灯」を意識して、自社の存在をアピールしましょう。

交通量の違いや、状態によってその必要性を考え、上手に前照灯のロー・ハイを使い分け、事故防止に努めましょう！



大阪ガスグループは “安心運転”